

# 「乾しいたけ種駒助成事業」について

乾しいたけ種駒助成について、植菌完了駒数を基本とし、下記のとおり受付を開始します。現在、植菌途中の生産者につきましては、植菌完了後に申請して下さい。

- (1)補助対象者：国東市内に住所を有する乾しいたけ生産者とします。
- (2)補助対象要件：3万駒以上購入・植菌された生産者が対象になります。  
※ただし「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出している生産者に限ります。
- (3)補助対象品種：低温菌品種及び中温菌品種
- (4)補助金額：●低温菌品種＝1.0円/駒 ●中温菌品種＝0.5円/駒
- (5)提出先：林業水産課林業係もしくは各総合支所地域産業建設課まで  
※申請書についても、提出先にて配布しています。
- (6)受付期間：7月31日(水)まで

【問合せ先】林業水産課 林業係 ☎0978-72-5198

## 道路に張り出した木や竹などの伐採をお願いします

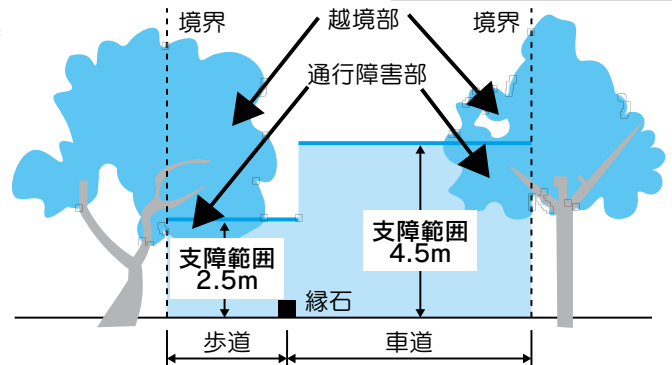
道路に張り出した木や竹などは、自動車や歩行者の通行の支障になります。台風や大雨で木や竹などが倒れて、道路が通行止めになることもありますので、木や竹などの適切な管理をお願いします。

また、緊急の場合は道路管理者が通行の支障となっている木や竹などを了解なく伐採、撤去、処分することがありますのでご理解ください。

なお、木や竹などの倒木等により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、被害者から木や竹などの所有者が、管理責任を問われることがあります。

民法第717条  
土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

道路法第43条  
道路に関する禁止行為



【支障となる範囲】道路を安全に通行するため、上の図の支障範囲に張り出した木や竹などの伐採にご協力をお願いします。

【支障となる例】・道路に木や竹などが張り出しており、通行に支障がある。または、その恐れがある。  
・倒木や枝、幹の落下の恐れがある。

【問合せ先】  
・国東市役所 建設課 ☎0978-72-5169 ・武蔵地域産業建設課 ☎0978-68-1113  
・国見地域産業建設課 ☎0978-82-1114 ・安岐地域産業建設課 ☎0978-67-1116

## 国東市農業公社職員を募集します

職種	採用予定人員	職務内容	応募資格
技能職員	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作物栽培管理</li> <li>●受託農作業（農業機械の操作・管理）</li> <li>●一般事務等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農業に対する熱意があり、人との協調性を持ち健康状態が良好で、昭和50年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方。</li> <li>②普通免許並びに大型特殊免許（農耕用含）を採用までに取得できる方。</li> <li>③採用後、国東市内に居住する方。</li> </ul> <p>採用試験日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆7月6日(土) 一次試験（一般教養・適性検査・作文・農業計算）</li> <li>◆8月上中旬 二次試験（パソコン操作実技・面接・農業機械操作実技）</li> </ul>

※応募締切…6月28日(金)午後5時まで

※受験を希望される方は、必要書類がありますので早めに電話等によりお問い合わせください。

【問合せ先】公益社団法人 国東市農業公社 国東市国東町鶴川149番地  
☎ 0978-72-5200(問合せ時間 平日 8:30~17:00)

# 環境衛生課からのお知らせ

## あきかん・あきびんの指定ごみ袋は廃止となります!!

6月よりあきかん・あきびんの指定ごみ袋は廃止となります。  
廃止以降の取扱いについては、これまでどおり**カン・ビン**それぞれ分別して、中身が確認できる**透明ビニール袋**に入れて、お住いの地域の割当てられた集積所及び収集日に持ち込んでください。



### 注 意 事 項

- 透明袋のサイズは、かん(容量45ℓ)、びん(容量30ℓ)の大きさまでとします。  
(透明なレジ袋程度の大きさでも使用できます。)
- 布団や乾物などの圧縮梱包袋は、使用できません
- 袋は集積所において散らばることのないよう、**必ず口をしぼって**出してください。

ご家庭において現在、お持ちになられているカン・ビン指定ごみ袋については、廃止以降も使用することができます。

なお、他の指定ごみ袋との引き換えも可能ですので、希望される方は環境衛生課もしくは各総合支所地域振興課にて引き換えを行ってください。

**お願い!!**

通勤時等を利用して、**お住いの地域の割り当てられた集積所以外の場所に、ごみ袋を持ち込まれている例**が見られます。

これにより、**収集ボックスからごみ袋があふれる**などの相談が寄せられています。  
必ず、**割り当てられた集積所**に出すよう、心掛けましょう!

## “不法投棄”“不法焼却”は禁止されています!

ごみの不法投棄は豊かな自然と景観を損なうだけでなく、土壌や地下水の汚染など、生活環境の悪化を招き、その地域に住む人たちに対してひどく迷惑をかける悪質な犯罪行為であり、自分の土地であっても、ごみを投棄することは禁止されています。

また、ごみの焼却も法律で禁止されています。

**「違反した場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処せられます。」**

定められたルールに従ってごみの適正な処分をお願いします。

### 不法投棄を見かけたら

市では、大分県・警察などと連携して不法投棄の防止に向けて取り組んでおります。

不法投棄を見つけたら、不法投棄された廃棄物は現状のままにして『不法投棄者の特徴や車両のナンバー、投棄された場所、廃棄物の種類など』を通報してください。

通報先

- ・国東警察署(電話:0978-72-2131)、または所轄の警察官駐在所
- ・東部保健所 国東保健部(電話:0978-72-1127)
- ・国東市役所 環境衛生課(電話:0978-72-9001)  
または、各総合支所地域振興課

【問合先】環境衛生課 ☎0978-72-9001